

第 5 部

豊かな自然と快適な生活を送れる
安らぎのある地域づくり

第1章 効率的な土地利用の推進

第1節 町有土地利用の推進

■現況

宅地分譲については、平成26年度末で「しらかば台」、「旧保健所跡」、「上サホロ」、「栄町」、「新緑」の5団地19区画を販売しているところですが、思うように進んでいないのが現状です。しらかば台団地においては、平成6年に60区画の分譲を始め、現在は8区画を販売中ですが、過去10年間で1区画の分譲にとどまっています。

販売を促進するため、この間、しらかば台団地は平成23年度に分譲価格を引き下げたほか、上サホロ団地としらかば台団地については平成23年度から3年間、子育て世代を対象とした助成制度を導入しましたが、助成実績はありませんでした。

また、町有施設の老朽化や廃止により、利用していない町有建物の取り壊しを進めてきましたが、既存分譲地の販売を優先的に進めてきたため、その後の利用計画のない町有地の売り払いも進んでいない状況となっています。

■課題

本町においても人口の減少に伴い、民有地の空き地が増加してきています。

また、地価については下落し続けており、本町の分譲地よりも中心地に位置する民有地などが安価で取り引きされています。こうした背景もあって分譲地の販売が思うように進んでいません。

しらかば台団地は、中心地から離れているうえ、分譲できていない区画は特に利用しにくい不整形地となっており、マイホーム建設用地としては敬遠される傾向にあって分譲開始から20年が経過しても完売していません。

■施策の方針

対 象	・宅地分譲地、遊休町有地
-----	--------------

意 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地分譲地の完売を図る。 ・ 遊休町有地の解消を図る。
結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有地の適正な利活用を進める。

■主要施策

1 宅地分譲地

- (1) 分譲地の分譲条件の見直しや新たな販売方策に取り組みます。
- (2) しらかば台団地は、宅地分譲以外の新たな利活用について検討を進めます。
- (3) 第2新緑団地については、住宅用太陽光発電システム導入助成制度を継続して実施します。

2 遊休町有地

利用計画のない遊休町有地の利活用計画の検討を進め、効率的な町有地の維持管理に取り組みます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
既存分譲地の残区画数	同 左	(H26)	(H37)
		19 区画	0 区画

第2節 都市計画・用途地域

■現況

本町の都市計画区域は727haで、その内、293.3haが建築基準法に基づき建物の用途が制限される、「用途地域」として定められています。

都市計画整備を進めていくための都市計画マスタープランは、平成25年度に

策定し、都市づくりの目標や主要プランの推進プログラムを設定しています。

■課題

少子高齢化や町外への流出により人口が減少し、空き家、空き地の点在が目立つようになっています。

また、市街地中心部の空き地に住宅が建築されつつありますが、比較的、土地を求めやすい市街地の外縁部にも住宅を建築するケースもあり、市街地中心部の空洞化を抑制していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民、町内居住者、移住希望者、観光客
意 図	・「住んでいて良かった」「住みたい」「また、訪れたい」と思われるような魅力のある町づくりを推進する。
結 果	・コンパクトでにぎわいのある市街地の形成を目指す。

■主要施策

新得町都市計画マスタープランに基づいた市街地形成を推進しつつ、その時々々の懸案事項に対応できる柔軟な都市計画を目指し、必要に応じた見直しを検討していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
新得が住みよいと考える人の割合	町民アンケート結果による「非常に住みよい」、「住みよい」の割合	(H26)	(H37)
		48.8%	55.0%

第2章 道路網の整備・河川対策

第1節 道路・河川、道路維持

■現況

<道路>

本町の町道は、1級、2級、その他の路線合わせて平成26年度末現在、353路線、延長443km、橋梁138橋となっており、改良率は56.9%、舗装率は49.4%となっています。

町内には国道が1路線、道道は7路線あり、一部未供用、未整備区間がありますが、緊急輸送路とされている路線については、近隣市町村を結ぶ重要な役割を果たしています。

道路整備では、国道、道道の整備、改修について、国道の冬期間の地吹雪・防雪対策、交通安全対策のほか、追加インターチェンジの設置と道道によるアクセス道路整備、十勝岳火山噴火災害に備えた町道の道道昇格、道路整備等、交通安全対策に加え、未整備区間の早期整備に向けた取り組みを進めています。

<河川>

町管理の普通河川は164河川、739.3kmであり、国管理の1級河川は1河川、道管理の2級河川は22河川となっています。

河川整備では、浸水被害防止を目的とした佐幌川未整備区間の早期実施、道管理河川の維持管理に加え、土砂災害防止を目的とした治山事業による砂防事業の実施、自然環境に配慮した魚道整備事業の実施等を国及び道へ要望しています。

<街路事業>

新得市街を東西に立体交差で通行が可能な南2丁目アンダーパスは、冬期間のロードヒーティング及び排水処理にポンプ場を備えていますが、整備後約22年を経過していることから、車道排水施設、ヒーティング電気設備等の点検、更新が必要な時期となっています。

平成6年頃から進めてきた簡易舗装実施路線においては、20年以上が経過し、一部の路線で排水不良や舗装破損が見られるため、改修・補修工事が必要となっています。

都市計画道路の整備は、5路線、6,280mのうち、2路線1,480mは整備を完了しており、整備率は38.1%となっています。それ以外の3路線のうち910mは整備を行っていますが、3,890mは未整備となっています。

<道路・河川維持>

近年の異常気象が原因で、集中豪雨による道路冠水、土砂崩壊、河川氾濫、大雪、地吹雪などの災害が危惧され、また、大規模地震、火山噴火等の災害も予想されます。

町民の命はもとより、日常生活に大きな影響を及ぼす自然災害を最小限とするために、道路排水管、河川支障木、土砂除去等の維持管理に加え、町民との協働による道路、河川清掃の継続、橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修事業の実施及び点検強化、道路補修点検の実施結果に基づく車道や歩道の改修工事、冬期除排雪作業の効率化に向けた車両の更新を進め、併せて省エネルギー対策と維持管理費軽減対策として、計画的な街路灯整備を継続して行っています。

町の造成地における団地内道路は、昭和50年代に造成を進めてから約40年が経過していることから、2団地において老朽化が進んでおり改修が必要です。

■課題

国、道への要望については、交通安全対策や道道昇格による整備促進に加え、自然災害による町民の生命を守るために、早期の道路交通網整備、河川整備が必要となりますが、今後も継続的な取り組みを進めて行く必要があります。

町道の車道や歩道の補修及び改修事業は、歩道の改修に合わせて車道の舗装補修、街路灯の省エネタイプへの交換を行うこととして進めますが、市街地における補修、改修の必要な路線は今後も増加することが見込まれます。

また、町道整備は改良・舗装工事の実施から、改修・補修工事が主体となることから、新設改良・舗装工事実施による改良率及び舗装率は伸びない状況となります。

道路清掃、河川清掃は町民の協力が必要ですが、地域、町内会で協力者や参加者が固定あるいは減少の傾向にあり、一部では実施されない地域もあります。

街路計画路線については、昭和50年の計画決定から未着手のまま40年が経過している路線があります。

■施策の方針

対 象	・ 町民、町内居住者、町外からの移住者、観光客
意 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路等としての歩道、車道を整備し、歩行者や車両に安全で安心な交通を確保する。 ・ 命と安全を守るための除雪体制を構築し、降雪や地吹雪等の交通傷害を軽減するなど冬期間の円滑な交通を確保する。 ・ 都市間交通網及び観光道路を確保するため、未改良、未舗装路線の整備を促進する。 ・ 異常気象、自然現象による災害被害防止のため、道路・河川の適切な維持管理を行う。
結 果	・ 今後の高齢化社会、時代変化に対応し、安全で安心な道路網の整備とコンパクトで賑わいのある市街地を形成する。

■主要施策

1 安全、安心な交通確保に向けた対策

- (1) 老朽化した車道、歩道、道路付属施設の改修、補修、更新工事を実施します。
- (2) 道路及び施設等の長寿命化対策を実施します。
- (3) 南2丁目アンダーパスの改修、更新事業に着手します。
- (4) 若草、栄町団地内道路の改修を進めます。
- (5) 冬道の安全安心な交通の確保のために除雪体制を充実し、除雪や排雪の効率化に向けた除雪機械の更新を進めます。

2 主要道路網の整備促進と災害に強い町づくりに向けた対策

- (1) 国、道への懸案事項、要望事項の実現に向けた取り組みを進めます。(IC設置、IC線整備、道道昇格、河川整備等)
- (2) 道路、河川環境の整備を進め、災害被害防止に向けた対策と適切な維持管理を行います。

3 地籍、道路、道路施設等の一元化に向けた取り組み

- 地籍、道路台帳等のデータベース化を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
改良率・舗装率	町道認定路線における改良、舗装延長の割合	(H26)	(H37)
		改良率 56.9% 舗装率 49.4%	改良率 57.8% 舗装率 50.3%
長寿命化修繕計画に基づく実施橋梁数	計画策定に基づき、橋梁数、事業費比較	(H26)	(H37)
		実施設計 2 橋 補修工事 0 橋	実施設計 9 橋 補修工事 6 橋
都市計画路線整備	計画路線数、延長における整備比較数	(H26)	(H37)
		整備路線 4 延長 2,390m	整備路線 4 延長 2,390m
街路灯省エネルギー率	総街路灯数、省エネルギー照明灯設置率	(H26)	(H37)
		街路灯数 325 省エネ率 24.1%	街路灯数 811 省エネ率 58.9%

第 2 節 交通機関

■現況

コミュニティバス「そばくる」は平成 25 年 10 月から運行を開始しており、平成 26 年度の 1 日あたりの平均乗車人数は積雪のない期間（4 月～11 月）で 23 人、積雪のある期間（12 月～3 月）で 28.5 人でした。また、同時に生活バス路線運賃助成を行ったことにより、新得一屈足間でコミュニティバスと路線バスが相互利用され、結果として、路線バスの乗車人数が 10%程度増えるなど相乗効果も現れています。

新得における追加 IC については、整備実現に向けて継続的に関係機関と具体的な協議を進めています。

■課題

コミュニティバスについては、利用に慣れていない方に対しての利用促進を図るとともに、傾向とニーズを把握し、より利便性の高い公共交通としていく必要があります。

また、生活バス路線は、マイカーの普及や少子化に伴う学生の減少などにより、利用者が減少傾向にあることからバス会社の経営を圧迫しているとともに、国庫補助路線としての維持が厳しくなっています。

利用者の減少は他の沿線自治体も含めて路線維持に影響があるため、利用者増に向けた工夫が必要です。

追加 IC の整備実現に向けては、引き続き関係機関と協議を進め、設置に関する課題を解決していく必要があります。

■施策の方針

対 象	<ul style="list-style-type: none">・ 交通弱者（生活交通路線）・ 観光客、町内商工業者、高速道路利用者（追加 IC）
意 図	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者など自家用車を持たない町民の移動手段を確保する。・ 追加 IC の設置については、利便性の向上とともに経済面などで広域的な効果が期待される。
結 果	<ul style="list-style-type: none">・ 町民が生涯にわたって、交通に不便を感じない地域を目指す。・ 産業や観光など、高速道路ネットワークの恩恵を享受できる地域を目指す。

■主要施策

1 生活交通路線の維持確保

- (1) 生活バス路線の維持対策を継続するとともに、利用者増に向けた取り組みを進めます。
- (2) コミュニティバス運行の利用促進を図り、町民の生活の足を確保します。
- (3) 地域内交通手段の評価及び今後のあり方についても検討します。

2 高速道路追加 IC の整備実現

新得に追加インターチェンジの整備実現のための取り組みを継続して進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
コミュニティバス年間乗車人数（早朝便含めず）	月別利用者データの集計（4～3月）	（H26）	（H37）
		7,314人	8,045人
公共交通機関の充実の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	（H26）	（H37）
		21.1%	25.0%

第3章 上下水道の整備

■現況

<上水道>

本町の水道は市街地を給水区域とする上水道と、農村部を給水区域とする簡易水道に分けて維持管理を行っています。

上水道は新得・屈足両市街に供給し、昭和40年から3度にわたる拡張により、計画人口普及率は88.3%で、区域内に居住する方の98.7%が利用しています。また簡易水道事業は4つの農村部の給水区域からなり、屈足郊外地区・北新得地区は昭和58年に、狩勝地区は平成4年に整備され、上佐幌地区の営農用水は平成15年からの3か年の事業により浄水場、管路とも更新しました。これにより農村部のほぼ全域に供給しており、計画人口普及率は63.1%ですが区域内に居住する方の91.2%が利用しています。

新得浄水場は昭和40年と46年に整備しましたが、施設の老朽化に伴い平成25年度に耐震診断を実施しそのほとんどが更新対象となったため、改築更新に向けての計画を進めています。

水道事業と簡易水道事業については、法の改正により事業統合が必要となったため、平成29年度から統合します。

<下水道>

本町の下水道は新得市街、屈足市街の2処理区で維持管理を行っています。

新得処理区は昭和61年から供用を開始し普及率は99.1%、屈足処理区は平成7年から供用を開始し普及率は96.6%となっており、区域住民のほとんどに利用されています。

処理施設は老朽化が進んでいるため、平成23年度から長寿命化計画を策定し、老朽機器の更新や改修工事を行っています。また、平成27年度より終末処理場の耐震診断を実施し、その後幹線管路の耐震診断も行います。

水道・下水道料金については、平成27年10月より約10%の値上げを行っておりますが、施設整備と経営安定のため定期的に検証を行っています。

■課題

安心で安全なライフラインを安定的に維持するため、老朽施設の更新や耐震化など災害に強い施設整備を進めるとともに、上下水道事業の健全経営を目指していく必要があります。

老朽化していく施設整備費の増大に反して人口減少による料金収入の減少が予想され、定期的な検証が必要です。

■施策の方針

対 象	・水道、下水道の利用者
意 図	・「安心」、「安全」なライフラインを確保するため、老朽化施設の耐震化と長寿命化を促進する。
結 果	・生活に欠かせない上下水道の「安心」、「安全」なライフラインを確保する。 ・経済的な維持管理に努めるとともに、定期的に料金体系を検証し、安定的な経営を維持する。

■主要施策

- 1 浄水場の改築および耐震化の促進
 施設の再構築及び耐震補強により、水道がいつでも安定供給できる安全な施設を構築します。
- 2 漏水調査による不明水対策の継続実施
 漏水の早期発見・修理により、安定供給と有収率の向上に努めます。
- 3 終末処理場の長寿命化及び耐震化の促進
 施設設備の延命化及び耐震補強により、下水道処理機能を適正に維持します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
浄水場の耐震化率	整備施設数÷総施設数 対象施設数 13	(H26)	(H37)
		0%	100%
漏水対策による有収率の向上	有収水量÷総排水量	(H26)	(H37)
		上水 84.1% 簡水 75.1%	86.1%
終末処理場の耐震化率	整備施設数÷総施設数 対象施設数 7	(H26)	(H37)
		0%	100%

第4章 快適な住環境等の整備

第1節 住宅

1 町営住宅

■現況

平成27年2月末現在の町営住宅等の戸数は679戸となっており、内訳は町営住宅556戸、特公賃住宅40戸、町単独住宅40戸、定住促進住宅43戸であります。

このうち耐用年数を超えている戸数は292戸、また、耐用年数の1/2以上経過している戸数は467戸となっております。

公営住宅等長寿命化計画に基づき建て替え、改修事業を進めていますが、新進団地建て替えは平成33年までに102戸、北進団地建て替えは平成38年までに54戸を計画しています。

平成26年度より、今後において長期の活用見込みのある住宅を中心に、入居率と利便性向上のため、給湯設備、キッチン、浴室などの改修を実施しています。

■課題

今後の人口推移や世帯構成に見合った、良質で利便性の高い公営住宅の供給が必要です。また、国庫財源を活用した管理戸数の確保や計画的な維持補修を進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・住宅困窮者及び低額所得者
意 図	・住宅困窮者及び低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与する。

結 果	・住宅困窮者等が安心して暮らせる住環境整備を図る。
------------	---------------------------

■主要施策

- 1 老朽化による建て替え事業については継続的に進めていきます。
- 2 既存の住宅は長寿命化計画に基づく適切な維持補修を行い、長寿命化を図るとともに、必要戸数の適正な管理を行います。
- 3 町営住宅の団地の集約化と団地内の空き地を活用した住宅整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
必要管理戸数	コーホート要因法	(H26)	(H37)
		679 戸	600 戸
建替戸数	公営住宅等長寿命化計画	(H26)	(H37)
		新進団地 49 戸/102 戸 48.0%	新進団地 102 戸/102 戸 100%
		北進団地 6 戸/54 戸 11.1%	北進団地 50 戸/54 戸 92.6%

2 民間住宅

■現況

本町の人口は、平成 17 年国勢調査では 7,243 人でしたが、平成 22 年国勢調査時には、6,653 人に減少しています。また、人口構成をみると、65 歳以上の老年人口が 31.7%を占め、高齢化が進んでいるのが現状です。

本町では、住居の不足等により町外へ人が流出することを防ぎ、町内への定住を促進する対策として、平成12年度に定住住宅建設促進要綱を創設し、平成26年度までに民間活力により63棟270戸の賃貸住宅が建設され、現在もほぼ満室状態を維持しています。

また、住宅の新築などに対してお祝い金を交付する、持家等住宅建築促進制度を創設し、定住の促進と空き地の解消を図っています。

■課題

人口対策や地域コミュニティの維持に向け、子育て世帯のニーズに応えられる間取や機能を備えた住宅の整備が求められ、子育て世帯を呼び込むための確にニーズを把握する必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内に居住を希望する者。特に2世代、3世代家族（住環境の整備）
意 図	・「住みやすい」「住んでみたい」住環境を整え、町内への定住を促進する。
結 果	・定住人口の増加、子育て世帯の増加につなげ、活力ある町づくりを目指す。

■主要施策

- 1 安心して住み続けられる住環境の形成を図ります。
- 2 人口減少の抑制を図り、定住人口の増加を目指すための住環境の整備を進めます。
 - (1) 民間活力による雇用促進のための住宅整備を進めます。
 - (2) 新築住宅を建築した方へ奨励金を交付する持家住宅制度を継続します。
 - (3) 子育て世帯のニーズを研究・把握し、子育て世帯の定着率向上にむけた取り組みを進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
人 口	国勢調査における人口	(H22)	(H37)
		6,653 人	5,600 人
生産年齢人口	国勢調査における 15 歳～64 歳の人口	(H22)	(H37)
		3,849 人	2,840 人

3 空き家対策

■現況

町の景観の維持や防犯対策を図るため、平成 12 年度に廃屋解体撤去事業補助制度を創設し、平成 26 年度までの 15 年間で延べ 234 件、272 棟の廃屋の解体撤去を促進してきました。

また、空き家を有効活用し景観・環境の維持と住居の確保を目的とした空き家活用促進制度も創設し、住環境の向上と定住化も推進しています。

平成 24 年度に行った町内の空き家の簡易調査では、新得市街地で 74 件、屈足市街地で 58 件、合計 132 件が確認されています。

空き家問題は全国的な課題となっており、国の施策において「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 26 年 11 月に公布され、危険な空き家の対応について市町村の権限が明確にされました。

しかし、所有者が特定できない空き家や、相続人がいない空き家については依然として対策がないのが現状です。

■課題

廃屋の解体や空き家の有効活用を進めているものの、町内には空き地・空き家が未だ点在しており、今後も高齢化・人口減少が進むにつれ、増加することが予想されます。

このため、危険家屋（廃屋）になる前に所有者に適正に管理してもらえるような体制（空き家バンク等も含めて）を整える必要があります。

また、所有者が特定できないケースや相続人がいないケースなど、責任の所在が明確にならない家屋についての対応を確立していく必要があります。

■施策の方針

対 象	・町内に空き家、廃屋を所有する者
意 図	・事業の実施により空き家（廃屋）の放置を未然に防ぐ。
結 果	・景観、衛生、防犯の面から、地域住民が安心して生活できる地域づくりを進める。

■主要施策

- 1 空き家に関する課題に対応するため、協議会を組織して「空家等対策計画」を策定します。
- 2 町内の空き家の有効活用を図るため、空き家活用促進制度を継続するとともに、空き家・空き地情報の提供を行います。
- 3 廃屋の解体の促進を図るため、廃屋解体撤去事業補助を継続します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町内にある空き家数	空き家調査	(H26)	(H37)
		132 件	66 件

第2節 情報通信

■現況

町内の情報通信環境については、テレビ放送の地上デジタル放送への対応として新得中継局の改修を行ったほか、平成25年度に難視聴世帯のための恒久化対策を実施しました。

ブロードバンド環境については、人口集中地区はNTTによる光ファイバー網が整備されましたが、農村地区は採算性の観点から整備は進んでいません。しかし、衛星インターネットの導入支援に加え、携帯通信技術の発達により、携帯端末での高速通信が可能となり、農村地区でもブロードバンドの利用が可能となってきています。

■課題

情報通信に関しては、高速通信網の整備、携帯用伝送路の整備、TVh局送受信設備設置、地デジ難視対策等により、一定の環境が整ったことから、今後は社会状況の変化に応じて、情報通信環境についての検討をしつつ、現設備を適切に維持管理していくことが必要です。

また、外国人を含む観光客等の対応として、公共施設におけるWiFiを導入し利便性の向上について検討を進める必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・情報通信網をライフラインの一つとして安定的に利用できる環境を維持する。
結 果	・町民が情報通信に不自由なく、快適に暮らせる環境づくりを目指す。

■主要施策

1 情報通信環境の整備

- (1) 既存の情報通信設備の適切な維持管理に努めます。
- (2) 未ブロードバンド地区への衛星インターネットの導入支援を継続します。
- (3) 公共施設における WiFi 導入について検討を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
情報通信環境の整備 の満足度	町民アンケート結果による 「満足」、「まあ満足」の 割合	(H26)	(H37)
		14.7%	25.0%

第3節 公園緑地

■現況

町内の公園の現況は、都市公園、町内会広場ともにそのほとんどが開設から30年以上経過しています。この間、公園の再整備を進めながら機能の見直しを図っているほか、施設や遊具等は適期の修繕を実施し、安全対策に万全を期しています。

また、緑豊かな新得らしい景観づくりのため、道路沿いや公園等に植栽を続けています。

■課題

未整備の都市公園があるほか、利用が減ってきている公園や町内会広場が増えているため、今後は公園・広場の統合や廃止を進め、効率的な公園の配置を考えていく必要があります。

また、遊具の老朽化が進んでいることから、安全・安心な遊具の利用のため、

点検や修繕を強化するとともに、必要に応じて更新をしていくなど計画的な維持管理が必要です。

景観形成のために植栽した樹木については、引き続き適正な管理を行っていく必要があります。

拓鉄公園の一部の施設は老朽が進んでおり、今後のあり方等の検討が必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民、移住希望者、観光客
意 図	・町民はもとより町外からの利用も視野に入れた施設整備により利用者間の交流を進める。 ・身近な小公園を活用したコミュニティや憩いの場の整備を進める。
結 果	・利用者間の交流を町の活性化につなげる。 ・街中でのコミュニティや憩いの場を提供する。 ・四季を感じることでできる新得らしい景観づくりを進める。

■主要施策

- 1 公園施設長寿命化計画に基づき、施設、遊具の計画的な修繕等の維持管理を進めます。
- 2 四季を感じることでできる新得らしい景観づくりを目指し、特色のある植栽を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
子供の遊び場、公園の整備についての満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		20.0%	25.0%

第4節 花いっぱい運動

■現況

町内の環境美化活動として花いっぱい運動推進委員会を設置し、会員が中心となって花壇の造成やフラワーボックス、街路マスの設置、フラワーマスター（花のまちづくりリーダー）による園芸講座を開催するなどの活動を進めています。

また、町民に「春の苗」の購入代金の一部を助成し、花壇づくりを奨励するとともに、花壇コンクールや花壇写真ロビー展を開催しています。

平成17年度からは、「花と道の会」を組織して国道（北海道開発局管理）を対象としたボランティア・サポート・プログラムに参加し、現在では33団体が花苗の植栽、管理、撤去まで担当マスを決めて行っています。

■課題

フラワーボックスや街路マスの管理、手入れ等に近隣住民の協力が必要ですが、現状では不十分であり、国道の環境美化活動も新規の協力団体が確保できない状況です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・住民参加による花と緑のまちづくりを進める。
結 果	・美しい景観づくりと地域の活性化を目指す。

■主要施策

- 1 家庭や地域での花壇づくりを奨励し、花による環境美化意識の高揚を図ります。

- 2 花いっぱい運動推進委員会の会員拡大と、各団体へ環境美化活動への参加協力を呼びかけ、全町的な花いっぱい運動を推進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
春の苗幹旋率	申込み世帯率	(H26)	(H37)
		5.7%	10.0%
花壇コンクール参加数	同 左	(H26)	(H37)
		32件	40件

第5章 廃棄物の適正処理

第1節 じん芥処理・し尿処理

■現況

ごみの排出量は平成20年度と平成26年度との比較では年間114t減少しており、毎年減少傾向にあります。要因は人口減によるものが大きいと考えられ、各事業所の排出量の影響はあるものの、町民一人あたりのごみ排出量は減っていないのが現状です。

一般廃棄物中間処理施設（清掃センター）は建設から17年以上経過し、設備の老朽化が進んでいるため、今後の安全な運用を見据えて大規模修繕が必要な状況になっています。また、最終処分場（埋立処分場）については、残余量調査において平成29年度まで使用可能との結果が出ておりますが、今後は新規処分場の建設及び、現処分場の延命化の検討が必要になります。

し尿収集については、市街地の水洗化率が伸び悩んでいる一方、人口減の影響で収集量は微減状況が続いています。

■課題

ごみの分別について、一部のマナー違反者や、高齢者等の困難者について、分別の指導や援助の仕組みを検討していく必要があります。

ごみ処理施設の修繕、新設については、大きな財政的負担が伴うので、計画的に進めていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民、町内事業所
意 図	・町民にとってもっとも身近なごみやし尿の適切な処理とごみ排出量を抑制する。
結 果	・町民が安心して暮らすことのできる衛生環境を整える。

■主要施策

- 1 中間処理施設は、地域計画と長寿命化計画を作成し、二酸化炭素削減を含めた大規模修繕を行います。
- 2 最終処分場については、調査結果をもとに延命化を検討していきます。また、新たな最終処分場の整備についても平行して検討を進めます。
- 3 小型家電リサイクル、繊維リサイクルなど各種リサイクル制度の推進を図りゴミの減量化、資源化を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
ごみ排出量	担当課による集計	(H26)	(H37)
		2,007 トン	1,740 トン

第2節 水洗化の推進

■現況

平成26年度末の水洗化率は、下水道区域内で97.4%、区域外で52.1%であり全体では88.4%となっています。下水道区域外は水洗化率が低いため、合併浄化槽設置補助を中心に水洗化の普及を図っています。

また、下水道区域内の水洗化率は高いものの、依然として水洗化をしていない家庭があり、平成26年度から平成28年度までの時限で既設トイレの水洗化改造に対する補助を実施しています。

※合併浄化槽補助

補助率	1/2 (平成28年度まで3/4)
補助上限	5人槽 65万円 (平成28年度まで 75万円)
	7人槽 80万円 (" 90万円)
	10人槽 110万円 (" 120万円)

設置基数等 平成26年度末現在78基 使用人口229人

※既設トイレ水洗化改造補助 (平成26年度から平成28年度まで)

補助率	2/3
補助上限	20万円 (平成26年度の実績なし。)

■課題

整備意欲があまり無い世帯(高齢者等)への働きかけが課題ですが、世代交代とともに解消される部分もあることから、引き続き地道な制度継続とPRが必要です。

■施策の方針

対 象	・合併浄化槽補助～下水道区域外の水洗化されていない住民 ・既設トイレ水洗化改造補助～下水道区域内の水洗化されていない住民
意 図	・自然環境保全と生活環境の快適化のため、水洗化率を向上する。
結 果	・自然環境保全と快適な生活環境の整備を目指す。

■主要施策

- 1 水洗化率の向上による自然環境保全、生活環境の快適化を目指すため、合併浄化槽補助制度、既設トイレ水洗化改造補助制度を継続実施します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
下水道区域外の水洗化率	下水道区域外の 合併浄化槽人口÷人口	(H26)	(H37)
		52.1%	66.9%
下水道区域内の水洗化率	下水道区域内の 水洗化人口÷人口	(H26)	(H37)
		97.4%	98.5%

第6章 消費者対策

■現況

消費者問題は、携帯電話やインターネットの普及、高齢者世帯の増加など様々な要因の中で、複雑化・多様化しています。

本町では、相談しやすい環境づくりのため、平成21年度に消費者相談室を新設しました。また、消費者被害を未然に防止するため、消費者講座の開催のほかパンフレットの配布による啓発活動や情報提供を行っています。

■課題

消費者が自主的な判断に基づき、適切に対処できるよう消費者教育や啓発活動を強化して、消費者を守る環境づくりを進める必要があります。

複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、資格を有した消費生活相談員の配置が望まれますが、人材の確保が困難な状況です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・消費者被害防止のための消費者教育と相談体制を充実する。
結 果	・安全安心な消費生活を確保する。

■主要施策

- 1 消費者被害を未然に防止するため、町民が自主的に判断し、合理的に行動できるよう、消費者教育や啓発活動、情報提供の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体が連携した消費者被害防止地域ネットワークにより、地域での見守りと情報共有を行い、被害の未然防止や早期発見につなげます。
- 3 消費生活相談を担う人材の発掘と育成に努め、相談体制の充実を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
パンフレット配布や 広報掲載による啓発 数	同 左	(H26)	(H37)
		8 回	15 回
消費者相談数	同 左	(H26)	(H37)
		8 件	12 件

第7章 環境の保全と再生可能エネルギーの推進

第1節 水資源・新エネルギー

■現況

町内における水力発電所の総最大出力は、富村発電所の出力増強及びくったり発電所の建設により平成27年4月現在で131,870kwとなっています。更に新岩松発電所の建設により出力が増強され135,270kwとなります。

また、本町にはバイオマスや小水力、温泉熱のほか、地熱資源の賦存の可能性など、未活用の再生可能エネルギーが多く賦存しており、純国産エネルギーの供給基地としての可能性を秘めています。

水資源の新たな活用方策として、ペットボトル水を平成23年度に1万本、平成24年度に3万本製造し、町の知名度向上のためのツールとして取り組んでいます。

■課題

ダムによる新たな水力発電所の建設は困難と思われるため、既存発電所の設備等の更新による増強を要望し、より安定したエネルギーの供給地としての町の特性と地域振興につなげていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、送電網の整備が課題となっており、国等にも継続的に政策的推進を呼びかける必要があります。また地域住民の合意、関係省庁との調整、導入に係るコストなどが課題となっております。

■施策の方針

対 象	・全町民（エネルギー利用者）
-----	----------------

意 図	・持続可能で安心・安全なエネルギーを有効利用できる環境をつくる。
結 果	・エネルギーの安定供給によって、町民の安心な暮らしを支える。

■主要施策

資源の有効活用の推進

- (1) 既存発電所の更新と維持機能拡充等を要望していきます。
- (2) 再生可能エネルギーの調査研究・導入開発を検討します。
- (3) 水資源の有効活用と地域振興に取り組みます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
資源エネルギー対策の 満足度	町民アンケート結果による 「満足」、「まあ満足」の 割合	(H26)	(H37)
		8.5%	20.0%

第2節 環境保全・公害対策

■現況

二酸化炭素排出量の抑制を目的とした新得町地球温暖化対策実行計画は役場関係施設を対象に平成23年度から平成27年度の期間で策定されており、平成25年度では、基準年である平成18年度からの削減率目標△7.5%に対して、△11.7%を達成しています。

公害発生施設については、主に臭気対策が課題になっていますが、毎年の臭気検査を施設で実施しており、結果の報告を受けている状況です。

■課題

新得町地球温暖化実行計画については、役場関係施設のみの目標であり、今後は町内全体を含めた二酸化炭素排出量削減に対する取り組みが必要になってきます。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・地球温暖化対策や公害防止に向けた取り組みにより、生活環境の保全を図る。
結 果	・温暖化防止と公害の無い安心・安全な生活環境を整える。

■主要施策

- 1 現在の地球温暖化対策実行計画は平成27年度で終了するため、平成28年度以降の計画を策定します。
- 2 二酸化炭素削減については、町全体の取り組みが有効となるため、各事業所や一般家庭への情報提供等を行っていきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
二酸化炭素排出量	各課において使用した電気量及び燃料から算出	(H26)	(H37)
		3,373kg-co2	3,137kg-co2

第8章 消防・救急の充実

■現況

十勝管内で5つあった消防組合は、平成28年4月から十勝全域で一つの消防組合となり、広域化がスタートします。

本町の消防団は新得と屈足の2消防団を組織していますが、団員の充足率は90%を下回っていると同時に、入団10年未満の団員数は新得団が36%、屈足団が37%と現場経験の浅い団員が多数を占めています。

救助訓練は、毎年、消防・警察・民間企業が連携して行っており、有事に備え各機関との救助体制の連携を深めています。

また、救命講習は、町内各事業所や小・中・高校生など合わせて500人以上の町民を対象に毎年実施しています。

町内における住宅用火災警報器の設置率は86.0%であり、全国の79.6%及び北海道の84.8%と比較すると少し上回っています。

■課題

消防団を将来的にも維持していくために、団員の確保や資質の向上を図る必要があります。

また、有事の際の救助体制に備えるため、関係機関との訓練を定期的を実施していく必要があるほか、救命講習についても毎年継続して受講してもらい、知識と技術のリフレッシュを図ってもらう必要があります。

安心できる暮らしに向け、住宅用火災警報器の設置率の向上と維持管理方法の周知徹底を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 町民の生命、身体及び財産を火災から保護すること、また、各種災害を防除し被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うという消防の任務を遂行する。
結 果	・ 町民が安心して暮らすことが出来るまちづくりを進める。

■主要施策

- 1 町内企業、役場職員、郵便局員などへの消防団入団促進活動を実施します。
- 2 月2回の定期出動訓練の内容を見直し、団員の資質向上を図ります。
- 3 消防・警察・ラフティング会社・山岳会と流水水難・山岳遭難救助訓練を毎年実施し連携を深めます。
- 4 町内企業（会社）の就労者、各団体、小・中・高校生、町民を対象とした応急手当講習を開催し、毎年の再講習を促します。
- 5 住宅用火災警報器の設置意義や維持管理方法及び奏功事例を説明することにより必要性を理解してもらい設置率向上を図ります。
- 6 各種災害から町民を保護するため、施設整備計画に基づき更新を進め、町民の安心安全に努めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
消防団員充足率	実人員／定員数	(H26)	(H37)
		新得団 88.0% 屈足団 84.0%	充足率 90.0% 以上を維持
住宅用火災警報器設置率	設置世帯数／調査世帯数	(H26)	(H37)
		86.0%	90.0%

第9章 防災

■現況

近年、国内各地で様々な災害が発生しており、防災や災害に備える取り組みの重要性が見直されてきています。本町は、全町的な被害を伴う大きな災害が発生していないため、防災に対する意識は比較的希薄であると考えられますが、防災意識の向上や防災に関する諸事項について再度見直しを行うことを目的と

して、平成 26 年度は各地域で「地域防災計画」の改訂に関する説明会を開催し、新たな「防災のしおり」を各世帯に配布するなど、住民が迅速に避難できる体制づくりに努めているところです。

また、時間的な余裕がない大地震などの警報を即時に携帯電話へ発信できる全国瞬時警報システムを整備したほか、災害時に備えるため、非常食等の備蓄品を計画的に整備しています。

■課題

いつどこでも起こりうる災害に備えるためには、自助・共助の役割が重要であり、地域防災計画に基づいた避難行動要支援者の支援体制の整備や必要最小限の備蓄品の整備等各種災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図る必要があります。

また、大規模な災害対応を経験したことがない職員が多く、初動活動等の訓練を定期的に行っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・被害を事前に防ぐとともに、災害時には迅速な対応をとる。
結 果	・住民の生命、身体及び財産を被害から保護する。

■主要施策

1 地域防災力の向上

地域の総合的な防災力の向上のため、自主防災組織の立ち上げ及び支援、町民の防災意識の高揚と災害時に迅速に対応できる体制を整備します。

2 防災用備蓄品の計画的な整備

大規模災害に備え、避難所に災害対策用の非常食や生活用品などを計画的に購入し備蓄します。

3 防災訓練の実施

各種災害を想定した訓練を地域防災計画、災害マニュアルを基本として町内会、関係機関と連携して実施します。

4 広域防災協定の推進

大規模災害発生時に備えた自治体間、各事業所等との協定を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
自主防災組織率	組織数／町内会数	(H26)	(H37)
		0	北海道内の組織率の平均値

第10章 防犯対策と交通安全の推進

■現況

本町の交通事故発生件数は、平成21年には9件でしたが、平成26年では5件で、近年減少傾向にあります。一方、犯罪事件発生件数は、ここ数年横ばいで推移しています。

交通安全対策では、各種交通安全運動での啓発活動、交通安全教室・講習会での安全教育を実施しています。

また、防犯対策では、防犯協会、各種ボランティアによるパトロールや登下校の見守り活動などを実施し、交通、防犯とも関係機関や団体との協力により取り組みを進めています。

平成10年度に安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的として制定された、生活安全条例に基づき生活安全推進協議会を設置し、生活安全対策についての協議を行っています。

■課題

交通事故の多くは、基本的な交通ルール違反や安全不確認などの人的要因に

よるものであり、町民の安全意識の向上が必要です。

また、今後は高齢化の進行に伴い、高齢者に関わる交通事故や犯罪被害の増加が懸念されます。

町民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持ち、地域が連携・協力した取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・安全意識の啓発や環境の整備により交通事故の防止と犯罪を抑制する。
結 果	・交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指す。

■主要施策

- 1 交通安全意識の啓発と、幼児、児童生徒、高齢者等それぞれの対象に応じた交通安全教育に取り組みます。
- 2 危険個所への道路標識設置や道路改修、歩道の整備を促進し、交通安全環境の整備を図ります。
- 3 関係機関・団体と連携し、防犯意識の向上、地域住民による自主的な防犯活動を促進します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
交通事故発生件数	同 左	(H26)	(H37)
		5 件	3 件以下
犯罪事件発生件数	同 左	(H26)	(H37)
		25 件	12 件以下